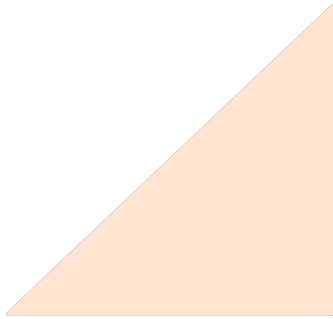


日雇労働者から 一般被保険者等への切替基準

社会保険労務士事務所ネクストシーズン

社会保険労務士 松本 季一郎



雇用保険 日雇労働被保険者



✓ 日々転々と異なる事業主に雇用される労働者を対象としている

以下の場合、日雇労働被保険者に該当しない

- 2か月連続で18日以上雇用した場合
- 31日以上継続して雇用した場合



日雇労働被保険者に該当しない場合は、一般被保険者への切替が必要となる

令和4年10月1日より、切替基準が見直される



✓ 令和4年8月時点では、一般被保険者※への切替基準は以下の通り

① 日雇労働被保険者を2か月連続で18日以上雇用した場合

日雇労働被保険者手帳に2か月連続で**18枚**以上同一の事業主の印紙が貼付された場合は、一般被保険者等への切替が必要になります。

② 日雇労働者を31日以上継続して雇用した場合

a. （当面の間）日雇労働被保険者手帳に6か月連続で同一の事業主の印紙のみが貼り付けされた場合（平成29年7月1日からの適用）

b. 厚生年金や健康保険など他の社会保険の適用となった場合

令和4年10月1日より、切替基準が見直される



✓ 令和4年10月1日以降、一般被保険者への切替基準は以下の通り

① 日雇労働被保険者を2か月連続で18日以上雇用した場合

日雇労働被保険者手帳に2か月連続で**18日**以上同一の事業主の印紙が貼付された場合は、一般被保険者等への切替が必要になります。

② 日雇労働者を31日以上継続して雇用した場合

a. 就労しなかった日（他の事業主の適用事業で就労した日を含む）も含めて、雇用契約関係にあることが間隔をあけることなく、31日以上連続している場合 (※)

b. 厚生年金や健康保険など他の社会保険の適用になった場合

切替時の留意事項



✓ 実際の就業実態が重要

- ハローワークの窓口では、手帳の前月に**同一の事業主の印紙**が貼付された日が**20日以上の場合**（他社の印紙の貼付の有無は問わない）に当該基準に該当する可能性があるものとして、**就業実態等の確認**を行います。
- 月初に限らず、**月の途中からでも、翌月に渡って31日以上**雇用契約関係にある場合は、当該基準に**該当**します（切替しないといけない）

見直しを行う理由



✓切替の基準については以下の2点

- 切替基準①について

1日の労働時間が8時間を超える場合など、1日に複数枚の印紙が貼付されることがあるため、印紙の枚数ではなく印紙が貼付された日数を基準とするものです。

- 切替基準②アについて

当面の間の暫定的な取扱いであったため、雇用保険法第42条に沿った基準とするものです。

その他の留意事項 ①



✓ 一般被保険者へ切り替える際は、
切替を行うべき日の属する月の翌月10日までに提出

雇用保険被保険者資格取得届の提出が必要な場合

1. 従業員を新たに雇ったとき
2. 一般被保険者となったとき(切替基準を満たした場合)

必要書類

1. 雇用保険被保険者資格取得届
2. 労働者名簿
3. 前職の雇用保険(失業保険)被保険者証
4. 入社時のタイムカードまたは出勤簿(コピー可)
5. **日雇労働被保険者手帳**
6. 【パートタイム】雇用契約書または雇入通知書
【派遣労働者】派遣元管理台帳または派遣契約書

その他の留意事項 ②



✓ハローワークから指導があった際は、3か月以内に手続きを行う

切替対象者をハローワークが発見した場合

就労実態を確認し、一般被保険者等への切替を**指導**



手続きが行われない場合

ハローワークが**職権**により、一般被保険者等に切り替える

その他の留意事項 ③



✓一定の基準に該当する場合は、
最大6か月間日雇労働被保険者として取り扱うことができる

提出物

日雇労働被保険者資格継続認可申請書

認可基準

認可は日雇い労働者が一の事業主の下において一般被保険者等として

- 雇用保険法第13条の基本手当の受給資格、
- 雇用保険法第37条の3高年齢受給資格
- 雇用保険法第39条の特例受給資格

を得ることが困難であると認められる場合に行う

※ただし、認可期間中に申請理由がなくなると判断された場合、認可の取り消しを行う場合があります。
※再認可は行わない